

ETC車載器の再セットアップについて

ナンバープレートの変更やETC車載器を他の車両に移したときは、再セットアップが必要なんだ!!



ETCナビゲーター「スピーディ」



右のケースの場合には、再セットアップが必要になります。

正しくセットアップが行われていない場合のトラブル事例

再セットアップ方法

1

車載器の取り付けられた車両のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標)が変更になった場合

- 引越し等により登録変更をされた場合
- 希望ナンバー制を利用してナンバーを変更された場合
- 車載器の付いた中古車の購入又は譲渡を受けた場合 等

・にっぽん123・
あ 45-67 ▶▶▶ 変更 ▶▶▶ ・日本 987・
い 65-43



再セットアップが必要です!!

2

車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合

- 車載器を取り付けられた車両にけん引装置を設置された場合

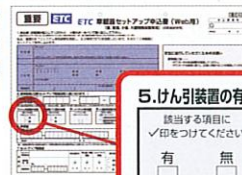
再セットアップを行わずにけん引した場合には、開閉バーが開きませんのでご注意ください。



+



けん引装置のセットアップの有無はセットアップ証明書で確認できます。



5.けん引装置の有無
該当する項目に
✓印をつけてください
有 無

※ けん引車の車軸数が2以上の車両で隣接する車軸間距離が1m未満の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で、係員のいるレーンで、一旦停止して係員にETCカードを手渡してください。

再セットアップが必要です!!

3

車載器を他の車両に付け替えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合

- 車両を買い換えられる際に、旧車両に設置されていた車載器を取り外し、新しい車両に取り付けられた場合
- この他にもセットアップ情報に変更が生じた場合



現在乗られている車両から
取り外し



乗り換えられる車両へ
取り付け



同じ車種であっても、セットアップ情報に変更が生じますので、必ず再セットアップをしてください。

再セットアップが必要です!!

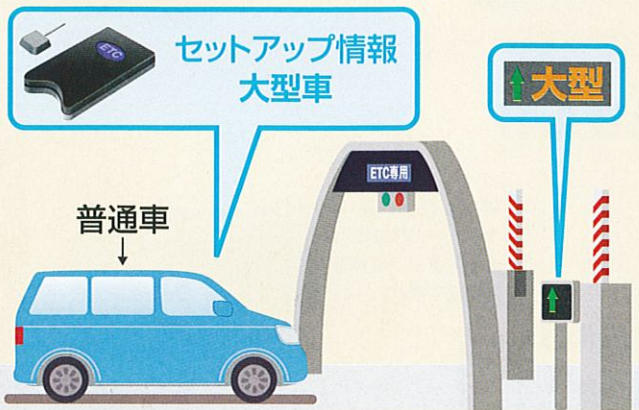
正しくセットアップが行われていない場合、以下のようなトラブルが生じる可能性があります

誤った車種の通行料金が請求される

適切なセットアップが行われていない場合、誤った料金が請求される恐れがあります。

※路線により料金車種区分は異なります。

例)別の車両に設置されていた車載器を譲り受け再セットアップを行わず使用している場合 など



ETC開閉バーが開かない

適切なセットアップが行われていない場合、開閉バーが開かないことがあります。

例)けん引登録が行われていない車両でけん引走行を行った場合など



利用照会サービスが利用できない

適切なセットアップが行われていない場合、ETC利用照会サービスがご利用いただけません。

このようなトラブルが無い確認してね。



ご注意

「ハイカ・前払」残高管理サービス、ETCマイレージサービス、障がい者割引制度をご利用されている方が、新しい車載器に交換されたり再セットアップをされた場合などには、登録情報を変更していただく必要があります。

再セットアップ方法について

再セットアップについては、車載器を購入・セットアップされた店舗又は、最寄のセットアップ店にご相談下さい。

※再セットアップは有料となります。

※二輪車ETCの車載器も同様の再セットアップ(有料)が必要となります。

ETC セットアップ店マーク



四輪車



二輪車

セットアップ情報と車両情報が異なった状態でETCを利用することは、ETCシステム利用規程違反です。

ETCシステム利用規程(抜粋)

(車載器の取り扱い)

第4条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をささぎってははいけません。

3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。)が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。